

太陽光発電設備の設置をご検討されているお客さまへ

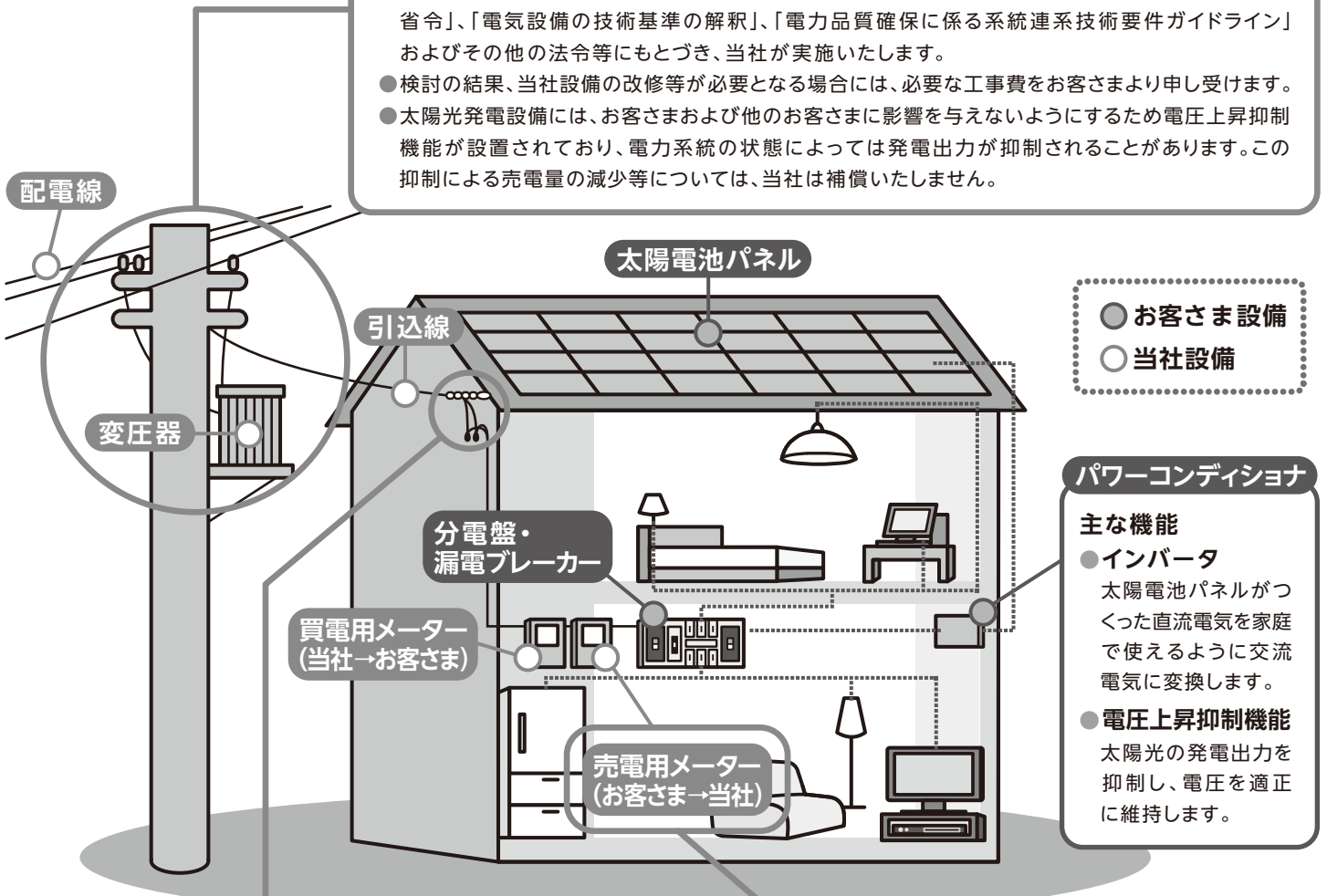
お客さまが設置された太陽光発電設備から発生する余剰電力(自家消費した分を差し引いた余りの電気)を当社に売電することを希望される場合は、系統連系*が必要のため、当社にて技術検討を行ったうえで、電力受給契約(余剰電力の売電契約)を締結させていただきます。

なお、電力受給契約の締結にあたっては、当社窓口までお申込みくださいますようお願いいたします。

*系統連系とはお客さまの発電設備を当社の電力系統(配電線)に電氣的に接続することをいいます。

例

架空引込線の場合



POINT ① 系統連系にあたり技術的な検討が必要となります。

- 当社への売電を希望される場合は、あらかじめ「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」をご承認のうえ、お申込みをさせていただきます。
- 系統連系のためには、技術的な検討を行う必要があります。これは、太陽光発電設備を系統連系した場合の他のお客さまへの影響等について検討するもので、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」およびその他の法令等にもとづき、当社が実施いたします。
- 検討の結果、当社設備の改修等が必要となる場合には、必要な工事費をお客さまより申し受けます。
- 太陽光発電設備には、お客さまおよび他のお客さまに影響を与えないようにするため電圧上昇抑制機能が設置されており、電力系統の状態によっては発電出力が抑制されることがあります。この抑制による売電量の減少等については、当社は補償いたしません。

POINT ② お客さまと当社との分界点

- 当社の引込線とお客さまの電気設備との接続点がお客さまと当社との財産と責任の分界点となります。分界点よりもお客さま側の設備(メーター、アンペアブレーカーを除く)につきましては、お客さまの責任において設置・維持・管理を行っていただきます。

POINT ③ 余剰電力の売電用メーター

- 余剰電力を当社に売電するために必要となるメーターは、当社の所有とし、お客さまのご負担により、当社で取り付けるものといたします。

「設備認定の申請」および「電力受給契約」のお申込みから受給開始までの流れ

1 お客さまによる認定申請の手続き

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格・買取期間の適用を受けるためには、設置する設備について経済産業大臣の認定を受ける必要があります。

【認定にかかる手続き・お問い合わせ窓口はこちら】

◆50kW未満の太陽光発電設備の場合

インターネットにより、設備認定サポートシステム (<http://www.fit.go.jp/>) を通じて手続きいただけます。

※インターネット環境をお持ちでない場合は、以下の窓口へお問い合わせください。

＜一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター (JP-AC)＞

〔電話〕03-6721-5580 〔受付時間〕平日 9:20～17:20

◆その他の再生可能エネルギー発電設備の場合

申請書類は以下までご郵送ください。なお、申請書類は関東経済産業局ホームページより入手いただけます。

＜関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課＞

〔住所〕〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館8階

〔URL〕http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/energykaitori/kaitori_setsubinintei.html

※ご不明な点等ございましたら、＜資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室＞へお問い合わせください。

〔電話〕0570-057-333 (PHS、IP電話からは06-7636-2168) 〔受付時間〕平日 9:00～20:00

2 お申込み

- 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約に関する契約要綱(以下、「契約要綱」といいます。)]をご承認のうえ、所定の様式によりお申込みいただけます。電気工事店さまとご相談のうえ、お申込みください。

【お申込みにあたりご提出いただく書類】

・電力受給契約申込書 ・系統連系のために必要となる技術協議資料 ・認定通知書(写)

- 売電用メーターは、当社の所有とし、当社で取り付けるものといたします。また、当社はその工事費を工事着手前にお客さまから申し受けます。
- お申込みから受給開始までの所要日数は、当社設備改修等がない場合は、概ね1ヶ月程度となります。(年度末等申込みが殺到した場合には、この限りではありません。また、当社設備改修の内容により、1ヶ月以上日数をいただく場合もございますが、その場合は別途協議をさせていただきます)
- 「各FAX・インターネット申込受付センター」にて、郵送による申込受付をしております。詳しくは当社ホームページをご確認ください。<http://www.tepco.co.jp/e-rates/workshop/index-j.html>

3 系統連系の技術検討(当社実施)

- 当社にて系統連系のための技術的な検討を行います。
- ※系統連系の技術検討は、太陽光発電設備を系統連系した場合の他のお客さまへの影響等について、当社が「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」およびその他の法令等にもとづき行います。
- ※電力受給の開始または受給契約の変更等に伴い当社設備を新たに設置または変更する場合は、当社はその工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

4 受給契約の成立および開始

- 受給契約は、お申込みを当社が承諾したときに成立いたします。(通常は、申込受付時に承諾いたします)
- 受給契約の成立後、当社は必要に応じて受給準備その他手続き(当社設備工事、お客さまの発電設備の確認など)を実施するとともに、すみやかに電力受給を開始いたします。
- 契約要綱にもとづき、受給開始および開始後の太陽光発電設備等の運転、操作等はお客さまにて実施いただけます。
- お客さまの売電量については、毎月「購入電力量のお知らせ(検針票)」にてお知らせいたします。
- 当社からお客さまへお支払いする電力量料金は、あらかじめご指定いただいた口座へお振込みいたします。

◆お問い合わせは

お申込み、契約手続き等に関するお問い合わせにつきましては、お近くの当社カスタマーセンターまでお願いいたします。カスタマーセンターの連絡先等は、当社ホームページ (<http://www.tepco.co.jp>) をご覧ください。

※カスタマーセンターへお電話いただきますと、音声ガイドが流れます。

「8」を選択していただきますと、オペレーターにおつなぎいたします。(音声ガイドの途中でも選択していただけます)

※受付時間：平日 9:00～17:00 (休・祝日を除く)